部長及び参事官　　免許発第171号
殿　　令和８年７月31日
所　属　長　　５年保存（口訓）
本　部　長

仮運転免許事務の処理要領の制定について（通達乙）

県警察における仮運転免許事務の処理要領に関し、「仮運転免許事務の処理要領の制定について（通達甲）」（令和７年８月22日免許発第201号）に基づき実施してきたところであるが、通達甲の廃止に伴い新たに別添のとおり「仮運転免許事務の処理要領」を定め、令和８年８月３日から実施することとしたので、適正な運用に努められたい。

別添

仮運転免許事務の処理要領

第１　趣旨

この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第84条に規定する運転免許（以下「免許」という。）のうち、仮運転免許（以下「仮免許」という。）に関する事務処理について必要な事項を定めるものとする。

第２　仮免許試験の申請等

１　提出書類

仮免許を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別記第１号様式の運転免許申請書（以下「申請書」という。）に必要書類を添付（一部の書類は、提示）して申請するものとする。この場合において、写真は、申請用と仮運転免許証（以下「仮免許証」という。）用の２枚を提出するものとする。

２　申請書等の受理、確認手続等

(1)　申請者が指定教習所に入所している場合

ア　申請者が高知県公安委員会の指定した自動車教習所（以下「指定教習所」という。）に入所している者である場合は、修了証明書に係る所定の課程を経た者の仮運転免許試験（以下「仮免許試験」という。）を当該修了に係る指定教習所において行うことを認めていることから、申請書及び必要書類（以下「申請書等」という。）は、申請者の入所している指定教習所において仮免許試験が終了し、その合否の仮判定がされた後に、次に掲げる指定教習所の所在地に応じ、それぞれ次に定める者に提出される。

(ｱ)　指定教習所の所在地が高知市又はいの町である場合　免許センター長

(ｲ)　(ｱ)に掲げる場合以外の場合　指定教習所の所在地を管轄する警察署（以下「管轄署」という。）の署長

イ　免許センター長及び管轄署の署長は、申請書等の提出があったときは、次に掲げる事項について十分に確認を行った上で受理すること。

(ｱ)　受験資格があるか。

(ｲ)　申請書の記載事項に漏れや誤りはないか。

(ｳ)　必要書類に不備はないか。

(ｴ)　手数料の金額に過不足はないか。

ウ　免許センター長及び管轄署の署長は、申請書等の受理に併せて、指定

教習所から別記第２号様式の仮免許試験（学科）の実施簿（以下「実施簿」という。）、別記第３号様式の仮免許試験の実施結果一覧表（以下「実施結果一覧表」という。）及び別記第４号様式の仮免許証交付簿（以下「交付簿」という。）の提出を受け、仮免許試験の合否判定について審査するとともに、次の処理を行うこと。

(ｱ)　提出を受けた各様式が記載要領に従って誤りなく作成されていることを確認すること。

(ｲ)　実施簿は、提出された申請書等と照合し、指定教習所に返還すること。

(ｳ)　管轄署の署長は、仮免許証の作成及び交付事務の終了後、申請書等に実施結果一覧表を添えて、直ちに免許センターに送付すること。

(ｴ)　交付簿は、指定教習所から提出を受けた所属において保管管理を行うこと。

エ　免許センター長は、仮免許試験に合格した者について、高知県運転者管理等システム及び警察共通基盤システムに登録すること。

(2)　申請者が指定教習所に入所していない場合等

ア　申請者が指定教習所に入所していない者（以下「一般受験者」という。）、法第97条の２第１項第４号に規定する者（運転免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する者にあっては、運転免許証の有効期間の更新及び免許情報記録の有効期間の更新のいずれをも受けなかった場合に限る。）又は同条第４項及び道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第34条の５に規定する者（以下これらを「試験免除者」という。）は、原則として、免許センターにおける仮免許試験の当日に免許センター長が申請書等を受理すること。この場合における申請書等の確認は、(1)イを準用する。

イ　一般受験者の試験の実施

(ｱ)　学科試験の実施日は平日（高知県の休日を定める条例（平成元年県条例第２号）第１条第１項に規定する県の休日（以下「休日」という。）以外の日をいう。以下同じ。）とし、受付時間は午前８時30分から午前９時までとする。

(ｲ)　技能試験は予約制とし、免許センターにおいて電話又は口頭により実施日及び受付時間を都度指定するものとする。

　試験に不合格であった者については、再度の受験日時を指定するものとする。この場合において、再度の受験日までの間隔は１日以上空けて指定するものとする。

ウ　試験免除者の試験（適性試験）の実施

予約制とし、免許センターにおいて電話又は口頭により実施日及び受付時間を都度指定するものとする。

エ　免許センター長は、仮免許試験に合格した者について、高知県運転者管理等システム及び警察共通基盤システムに登録し、交付簿を作成すること。

3　仮免許証の作成要領等

規則別記様式第15の仮運転免許証の作成要領は、次のとおりとする。

(1)　仮免許証の番号

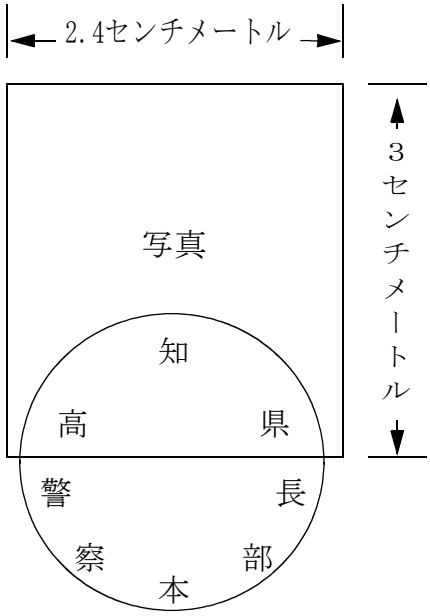
仮免許証の番号は、５桁の数字とし、別表の受験番号配分表に基づき記載すること。

(2)　交付年月日

実際に仮免許証を交付する年月日を記載すること。

(3)　写真押出しスタンプの押印

写真押出しスタンプは、高知県警察公印規程（昭和54年４月本部訓令第４号。以下「訓令」という。）別表に規定する運転免許事務用押出しスタンプの本部長印を次のように申請用写真と第６の１の仮免許証用紙にわたって押印すること。



(4)　氏名、生年月日、本籍（国籍）及び住所

ア　申請者が現に免許を受けている者である場合

現に受けている免許に係る氏名、生年月日、本籍（国籍）及び住所（以下「氏名等」という。）を記載すること。

イ　ア以外の者である場合

(ｱ)　住民基本台帳法の適用を受ける者

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条第１項に規定する住民票の写しに記載されている氏名等を記載すること。この場合において、氏名の文字が戸籍法（昭和22年法律第224号）第７条に規定する戸籍簿に登載されている文字と異なるときは、戸籍簿に登載されている文字を記載すること。

(ｲ)　住民基本台帳法の適用を受けない者

旅券、外務省の発行する身分証明書又は権限のある機関が発行する身分を証明する書類（以下「旅券等」という。）に記載されている氏名、生年月日、本籍（国籍）を記載すること。また、住所については、旅券等の提示だけでは確定することができないため、居住証明書の提示を求め、それにより確認をした後、仮免許証の住所欄に記載すること。

ウ　外国人の氏名記載時の留意点

(ｱ)　住民票の写し又は旅券等に、ローマ字で表記した氏名に漢字又は仮名が併記されている場合は、ローマ字による氏名に漢字又は仮名を併記すること。また、住民票の写しに通称名が記載されている場合で、本人が仮免許証に通称名の記載を希望するときは、通称名も記載すること。

(5)　有効期限

適性試験に合格した日から起算して６月後の年月日を記載すること。

(6)　仮免許の種類

仮免許の種類欄には、与える仮免許に応じて、大型仮免許、中型仮免許、準中型仮免許又は普通仮免許と記載すること。

(7)　免許の条件

運転することができる自動車等の種類の限定及び規則第23条に規定する適性試験の実施結果による条件を記載すること。

第３　仮免許証の交付手続等

１　仮免許証は、原則として仮免許試験当日に、合格者に対し交付すること。ただし、休日に仮免許試験を実施した場合の仮免許証の交付は、その休日以後直近の平日に行うものとする。また、免許センター長及び管轄署の署長は、仮免許証を交付したときは、交付簿に必要事項を記載して、その処理経過を明らかにしておくこと。いずれの場合も、代理人に交付を行うことは原則認めないものとする。

２　交付簿は、免許センター長又は管轄署の署長の決裁を受けた日をもって暦

年ごとに編冊し、１年間保存すること。

第４　仮免許証の記載事項の変更手続

１　仮免許証の記載事項を変更しようとする者は、規則別記様式第16の運転免許証記載事項変更届（以下「変更届」という。）を提出するとともに、変更事項に応じて必要書類を提示又は添付するものとする。

２　変更届の受理は、免許センター又は署及び分庁舎（高知署、高知南署及び高知東署並びに香南庁舎及びいの庁舎を除く。）で行うものとし、平日のみとする。

３　免許センター長及び署長は、仮免許証の記載事項を変更する場合は、次のとおり行うものとする。

(1)　変更に係る事項について十分に確認を行うこと。

(2)　仮免許証の変更前の記載事項は、二重線で抹消し、訓令別表に規定する反則事務及び運転免許事務用の本部長印（以下「免許事務用本部長印」という。）を押印すること。

(3)　仮免許証の変更後の記載事項は、抹消した事項の当該欄又は備考欄に新たに記載すること。

(4)　仮免許証の備考欄に、届出年月日及び届出事項を記載し、免許事務用本部長印を押印すること。

４　免許センターへの送付

署において仮免許証の記載事項の変更届を受理したときは、変更手続の終了後、直ちに当該変更届及び必要書類を免許センターに送付するものとする。この場合において、届出者が県外からの転入者であるときは、仮免許証の写しも併せて送付するものとする。

５　システムへの登録

免許センター長は、仮免許証の記載事項の変更を行った者について、高知県運転者管理等システム及び警察共通基盤システムに必要事項を登録するものとする。

第５　仮免許証の再交付手続

１　仮免許証の再交付を受けようとする者は、規則別記様式第17の運転免許証再交付申請書（以下「再交付申請書」という。）に、必要書類及び仮免許証用の写真１枚を添付して提出するものとし、平日のみとする。

２　再交付申請書は、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める者が受理するものとし、その際、当該申請書の左上段に㊊と朱書して、仮免許証の再交付申請である旨を明らかにするものとする。

なお、指定教習所を経由して受理する場合は、指定教習所から再交付申請

書に併せて交付簿の提出を受けるものとし、それ以外の場合は、免許センター長が交付簿を作成するものとする。

(1)　申請者が指定教習所を経由して申請する場合であって、当該指定教習所の所在地が高知市又はいの町であるとき　免許センター長

(2)　申請者が指定教習所を経由して申請する場合であって、当該指定教習所の所在地が高知市及びいの町以外であるとき　管轄署の署長

(3)　(1)及び(2)に掲げる場合以外の場合　免許センター長

3　免許センター長及び管轄署の署長は、仮免許証の再交付をするときは、次のとおり行うものとする。

(1)　再交付する仮免許証（以下「再交付仮免許証」という。）は、再交付する前の仮免許証と同一のものを作成すること。

(2)　再交付仮免許証の備考欄に、再交付年月日を記載すること。

(3)　再交付仮免許証は、再交付申請書を受理した日に即日交付すること。また、再交付仮免許証を交付したときは、交付簿に必要事項を記載して、その処理経過を明らかにしておくこと。

4　管轄署の署長は、２により再交付申請書を指定教習所から受理したときは、当該再交付申請書に必要書類を添えて、直ちに免許センターに送付するものとする。

第６　仮免許証用紙の保管

1　免許センター及び管轄署に仮免許証作成用の用紙（以下「仮免許証用紙」という。）の保管責任者を置き、免許センターにあっては試験担当課長補佐を、管轄署にあっては交通課長又は地域交通課長をもって充てる。

2　仮免許証用紙は、免許センター長から管轄署に送付し、送付を受けた管轄署の署長は、これを指定教習所に配布するものとする。この場合において、免許センター長及び管轄署の署長は、別記第５号様式の仮免許証用紙受払簿を備え付け、その処理経過を明らかにしておくとともに、仮免許証用紙の適正な保管・取扱いに留意しなければならない。

3　管轄署における仮免許証用紙の払出しは、管轄区域に所在する指定教習所からの申出を受けて行うものとする。この場合において、管轄署の署長は、必要数以上の仮免許証用紙を指定教習所に配布してはならない。

第７　行政処分関係

仮免許の取消事案が発生した場合は、次により取り扱うものとする。

1　本県交付の仮免許証の場合

(1)　発生速報

署、交機隊及び高速隊において仮免許の取消事案が発生したときは、所

属長は、別記第６号様式の仮免許取消事案発生速報（以下「発生速報」という。）を作成し、事案の概要、当事者の申立て内容等を免許センター長を経由して本部長に速報するものとする。

(2)　弁明調書の作成

仮免許の取消しに際し、法令上弁明の機会の付与は必要とされていないが、手続の適正を確保するため、所属長は、当事者又はその代理人に弁明の機会を付与するものとする。この場合において、当事者又はその代理人が口頭による弁明をするときは、巡査部長以上の階級にある警察官が弁明を録取し、「意見の聴取、聴聞及び弁明の機会の付与に関する事務処理要領について（通達甲）」（令和５年12月26日免許発第240号）別記第19号様式の弁明調書（以下「弁明調書」という。）を作成すること。

(3)　弁明内容等の連絡

所属長は、弁明調書を作成したとき又は弁明書その他証拠書類等の提出を受けたときは、弁明内容等を免許センター長に連絡すること。

(4)　処分通知

ア　発生速報を受けた免許センター長は、事案の概要等を審査し、仮免許の取消しが相当であると認めたときは、処分番号等必要な事項を当該所属長に連絡すること。

イ　アの連絡を受けた所属長は、規則別記様式第19の４の仮運転免許取消し処分通知書に必要事項を記載した後、被処分者に交付して当該処分の通知をすること。

(5)　仮免許証の返納

所属長は、(4)イによる処分を執行したときは、被処分者に仮免許証を速やかに返納するよう指示すること。

(6)　免許センターへの送付

所属長は、弁明調書及び仮免許証に取締り原票等の関係書類を添えて、速やかに免許センターに送付すること。

２　他の都道府県交付の仮免許証の場合

所属長は、他の都道府県で交付された仮免許証の取消事案が発生したときは、免許センター長を経由し、仮免許証を交付した府県警察に事案の概要を通報するものとする。

別表（第２関係）

受験番号配分表

１　県内指定自動車教習所

区分／指定教習所別	練習方法コード	配分受験番号	配分数
高知県自動車学校	8301	00001～04999	4999
高知中央自動車学校	8302	60000～67999	8000
高知自動車学校	8304	10000～14999	5000
東部自動車学校	8305	15000～19999	5000
須崎自動車学校	8306	20000～23499	3500
四万十自動車学校	8307	25000～28499	3500
宿毛自動車学校	8308	30000～32999	3000
安芸自動車学校	8309	33000～36499	3500
南国自動車学校	8313	45000～49999	5000
高知ニュードライバー学院	8314	50000～54999	5000
新土佐自動車学校	8316	69000～71999	3000

２　県内指定自動車教習所以外

区分／指定教習所別	練習方法コード	配分受験番号	配分数	受験番号付与の方法
届出自動車教習所	8683	98000～98999	1000	試験係で申請書に指定
その他	9983			

３　注意事項

(1)　受験番号は、仮免許証の番号と一致させ、暦年に関係なく順に付し、配分受験番号の最後の番号まで全て付与した場合は、配分受験番号の最初の番号に戻って付与すること。

(2)　高知県運転者管理等システム及び警察共通基盤システムに登録を行い、受験番号及び練習方法コードによって処理を行うこと。

第２号様式（第２関係）

仮免許試験（学科）の実施簿

区分 実施日時	試験問題の種類	受験者数	合格者数	試験官 （管理者又は副管理者）	管理者	確認者

第３号様式（第２関係）

（その１）

仮免許試験の実施結果一覧表

受託者名

年　　月　　日

所属長	次長等	課長補佐 （課長）	係長	主任	試験官 （管理者又は副管理者）

仮免許の種類	受験番号	氏名	住所	適性試験	学科試験	修了検定	合否の別	備考

仮免許学科試験実施日（　　月　　日）	仮免許証交付日（　　月　　日）

受験者数	免除者数	補助業務数	交付業務数

注　10件を超える場合は、（その２）の用紙を使用すること。

（その２）

仮免許の種類	受験番号	氏名	住所	適性試験	学科試験	修了検定	合否の別	備考

第４号様式（第２、第３、第５関係）

（その１）

所属長	次長等	課長補佐 （課長）	係長	主任	係

仮免許証交付簿

年月日	年　　月　　日
交付場所	
交付責任者	

仮免許証の番号	氏名	交付者	備考

注　１　「年月日」欄は、仮免許試験の実施日（再交付にあっては、再交付日）を記入すること。
２　「交付場所」欄は、仮免許証の交付場所を記入すること。
３　「交付責任者」欄は、仮免許試験の実施日（再交付にあっては、再交付日）の責任者（管理者）の氏名を記入すること。
４　「交付者」欄は、実際に仮免許証を交付した者が氏名を記入し、又は押印すること。
５　仮免許証は、原則として仮免許試験当日に、合格者に対し交付するものとするが、同日に交付できなかった場合は、実際に仮免許証を交付した日を「備考」欄に記入すること。また、再交付の場合は、同欄に「再交付」と記載すること。
６　10件を超える場合は、（その２）の用紙を使用すること。

（その２）

仮免許証の番号	氏名	交付者	備考

第５号様式（第６関係）

仮免許証用紙受払簿

年月日	受入数	払出数	残数	備考	保管 責任者

第６号様式（第７関係）
（その１）

<table>
<tr><td>本部長</td><td>交通部長</td><td>免許ｾﾝﾀｰ長</td><td>次長等</td><td>補佐</td><td>係長等</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="6">第　　号
仮免許取消事案発生速報</td></tr>
<tr><td colspan="2">発信日時</td><td colspan="4">年　　月　　日　　時　　分</td></tr>
<tr><td colspan="2">発信者</td><td></td><td>発信取扱者</td><td></td><td rowspan="2">事件番号
第　　号</td></tr>
<tr><td colspan="2">受信者</td><td></td><td>受信取扱者</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="8">被処分者</td><td>本籍</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>住所</td><td colspan="5">（TEL　　）</td></tr>
<tr><td>職業</td><td></td><td>勤務先</td><td colspan="3">（TEL　　）</td></tr>
<tr><td>氏名</td><td></td><td>生年月日</td><td>年　月　日（　歳）</td><td>性別</td><td>男・女</td></tr>
<tr><td rowspan="2">免許種別</td><td>仮免許</td><td colspan="2">第一種免許</td><td colspan="2">第二種免許</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>免許証の番号</td><td>第</td><td colspan="2"></td><td colspan="2">号　　年　月　日
公安委員会交付</td></tr>
<tr><td>免許情報記録の番号</td><td>第</td><td colspan="2"></td><td colspan="2">号　　年　月　日
公安委員会記録等</td></tr>
<tr><td>仮免許証の番号</td><td>第</td><td colspan="2"></td><td colspan="2">号　　年　月　日
交付</td></tr>
<tr><td colspan="2">処分事由</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="2">発生日時</td><td colspan="5">年　　月　　日　　時　　分ごろ</td></tr>
<tr><td colspan="2">発生場所</td><td colspan="3"></td><td>路線名</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">違反車両</td><td colspan="3"></td><td colspan="2">自家用 ・ 事業用</td></tr>
<tr><td colspan="2">事故の形態</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="2">違反行為</td><td colspan="2">☐ ひき逃げ
☐ 酒酔い・酒気帯び運転
☐ 過労運転等
☐ 妨害運転
☐ 無免許運転
☐ 共同危険行為等</td><td colspan="2">☐ 携帯電話（危険）
☐ 速度超過（30以上等）
☐ 過積載（10割以上）
☐ 無資格運転
☐ 仮免許運転違反（同乗）
☐ 無車検・無保険</td><td>刑事処分</td><td>☐ 送致する
☐ 送致しない
☐（　　）</td></tr>
</table>

（その２）

<table>
<tr><td colspan="2">事故原因となった違反行為の内容及び事故の概況</td><td colspan="5">（目撃者　☐ 有　☐ 無）</td></tr>
<tr><td rowspan="6">被害者</td><td>氏名（年齢）</td><td colspan="3">（　　歳）</td><td>性別</td><td>男・女</td></tr>
<tr><td>氏名（年齢）</td><td colspan="3">（　　歳）</td><td>性別</td><td>男・女</td></tr>
<tr><td>氏名（年齢）</td><td colspan="3">（　　歳）</td><td>性別</td><td>男・女</td></tr>
<tr><td>被害者の状態</td><td colspan="5">☐ 歩行者　☐ 同乗者　☐ 被害車両の運転者　☐ 被害車両の同乗者　☐ その他</td></tr>
<tr><td rowspan="2">被害状況</td><td>死亡</td><td>重傷</td><td>軽傷</td><td>治療日数計</td><td colspan="2">物損（車両・家屋・その他）</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">不注意の程度</td><td colspan="3">重い</td><td colspan="2">軽い</td></tr>
<tr><td rowspan="3">身柄措置</td><td colspan="6">☐ 身体不拘束　☐ 現行犯逮捕　☐ 通常逮捕　☐ 緊急逮捕</td></tr>
<tr><td>逮捕日時</td><td colspan="3">年　月　日　時　分</td><td rowspan="2">送致時における身柄措置</td><td rowspan="2">有・無</td></tr>
<tr><td>釈放日時</td><td colspan="3">年　月　日　時　分</td></tr>
<tr><td colspan="2">仮免許証携帯の有無</td><td colspan="5">☐ 有　☐ 無</td></tr>
<tr><td rowspan="4">その他</td><td rowspan="4">処分決定上の参考事項</td><td>被処分者の申立て</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>被害者等の申立て</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>署長意見</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>そ の 他</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td colspan="5"></td></tr>
</table>

第１号様式（第２関係）

備考　一、太線で囲んだ欄のみ記載すること。
二、明りょうにかい書で記載すること。

運転免許申請書　仮免

撮影年月日　年　月　日

高知県警察本部長　殿　　年　月　日

⑨ フリガナ		男・女	生年月日	昭和・平成　年　月　日
⑧ 氏名				
⑩ 本籍・国籍等				
⑪ 住所				

写真貼付（30×24㎜）
ここをはがして写真を貼付してください。

試験免除の該当理由									
現に受けている免許	④交付日照会番号	年　月　日					交付公安委員会	公安委員会	
	免許の種類	普通	大特	大自二	普自二	小特	原付	けん引	中型	準中型
	免許の条件等								

電話	
自宅	
勤務先	
携帯	

① 資料区分	J１	J２					受験番号		
⑥ 生年月日	昭和 3	平成 4	年	月	日	⑦ 性別	男 1	女 2	
③ 免許証番号									
⑬ 練習方法									

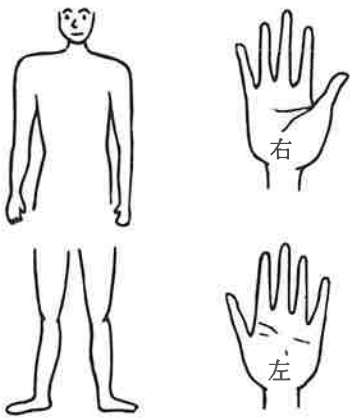
資料作成者	印	確認者	印

⑱ 受けようとする免許の種類	大型仮	中型仮	準中型仮	普通仮
	11	18	19	12

免許を与える場合の条件等

実施年月日	年　月　日

適性試験																						
裸眼視力	左	0.	眼鏡・コンタクト	左	0.	視野	左	度	深視力	裸眼・矯正	1回目 mm	聴力	1号	なし	運動	弁色力	結果	実施者
	右	0.		右	0.		右	度			2回目 mm			補聴器	適・否	適・否	合・否	
	両	0.		両	0.						3回目 mm		2号					印

身体障害の状態	備　　考
	

合格証明	学科	確認者 印	技能	確認者 印